

# 越知中学校「開かれた学校づくり推進委員会」規約

## (名 称)

第一条 本会は、越知町立越知中学校「開かれた学校作り推進委員会」(以下『委員会』という)と称する。

## (目 的)

第二条 学校(生徒)・家庭・地域社会がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、一体となって子どもたちの教育に取り組むため、相互理解と意思疎通を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

## (組 織)

第三条 委員会は学校長他、次の者のうちから学校長が委嘱又は任命した委員で構成する。

- (1) 保護者—P T A会長・副会長3名
- (2) 学 校—校長・教頭・教務主任・各学年主任・生徒会担当教員
- (3) 地 域—代表者若干名(教育委員会を含む)
- (4) 生 徒—生徒会執行部

## (任 期)

第四条

- (1) 委員の任期は一年とする。
- (2) 委員は学校委嘱又は任命されたときにおける職、又は身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。
- (3) 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (役 員)

第五条

- (1) 委員会には、会長1名及び副会長を1名置き、会長はそれぞれの委員の互選によって定める。副会長はP T A会長が務める。
- (2) 会長は委員会を代表する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

## (運 営)

第六条 委員会の運営については、次のように定める。

- (1) 委員会は会長が招集し主催する。
- (2) 委員会は市町村教育委員会や地域教育推進協議会等とも連携をとりながら運営するものとする。

## (会 議)

第七条 本委員会は、第二条の目的を達成するために次の協議を行う。

- (1) 地域に開かれた学校づくりに関すること。
- (2) 学校・家庭・地域、相互の理解と協力の促進に関すること。
- (3) 年三回の定例会を開催する。ただし、必要に応じて臨時会を開催する。

## (事務局)

第八条 本会の事務局は越知中学校に置く。

付 則 本会は平成10年2月27日から発足する。

平成15年6月10日一部改正

平成21年6月22日一部改正 [第5条 (1)]